

通称名使用規程

第1条（目的）

この規程は、社員が婚姻等により戸籍上の氏を変更になった後も、引き続き婚姻等前の戸籍上の氏（以下、「旧姓」という）を業務上使用する際の取扱いに関し定めたものである。

第2条（旧姓を使用できる社員の範囲）

旧姓を使用し業務を行うことのできる社員は、入社後に戸籍上の氏が変わった者とする。

第3条（旧姓使用の手続き）

旧姓の使用を希望する社員は、戸籍上の氏が変わる際に、旧姓使用申出書を記載し、会社へ提出しなければならない。

- 2 会社は、旧姓使用申出書を受け取ったのち、旧姓の使用可否を判断し、本人に通知する。なお、使用を認めない場合にはその理由を明示する。

第4条（旧姓使用の範囲）

旧姓は、以下の文書等を除き、すべての文書等に使用することができるものとする。ただし、必要に応じて、婚姻等後の戸籍上の氏（以下、「新姓」という）に変更すること、または旧姓と新姓の併記を求めることがある。

- ① 社会保険手続きに関する文書等
- ② 所得税・住民税等に関する文書等
- ③ 給与明細書等、給与計算に関する文書等
- ④ 給与・賞与の振込口座
- ⑤ 健康診断に関する文書等
- ⑥ 保有資格で新姓での活動が義務付けられるものに関する文書等
- ⑦ その他、法令等において新姓で記載を求められる文書等

第5条（旧姓使用の禁止）

旧姓を使用することで、何らかの不都合が生じた場合、会社は旧姓の使用を禁止し、新姓の使用を社員に命じることがある。

第6条（新姓への切り替え手続き）

申出により旧姓の使用を行う場合でも、健康保険証等の社会保険に関する手続き、給与振込を行う銀行振込口座の変更手続きは速やかに行わなければならない。

付 則

この規程は 平成 年 月 日より実施する。